

## 盛岡市総合アリーナ アリーナ 使用料金表

区分			午前 9時から 午後 1時まで	午後 1時から 午後 5時まで	午後 5時から 午後 9時まで
アマチュアスポーツに使用する場合	全面使用	土曜日及び休日	20,200円	21,400円	22,800円
		その他の日	15,200円	16,400円	17,800円
	半面使用	土曜日及び休日	10,200円	10,800円	11,600円
		その他の日	7,600円	8,200円	9,000円
	3分の1面 使用	土曜日及び休日	6,800円	7,200円	7,600円
		その他の日	5,200円	5,600円	6,000円
集会, 展示会, 式典その他これらに類する催しに使用する場合		土曜日及び休日	202,000円	214,000円	228,000円
		その他の日	152,000円	164,000円	178,000円
音楽, 芸能, スポーツ等の興行に使用する場合		土曜日及び休日	242,400円	256,800円	273,600円
		その他の日	182,400円	196,800円	213,600円
※冷房料・暖房料		1時間まで毎に	6,400円		

- ◆備考
- 1 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日をいう。
  - 2 2以上の使用時間区分にわたって使用する場合の使用料の額は、当該使用に係る使用時間区分の使用料の額を合算した額とする。
  - 3 使用時間が使用時間区分の時間数に満たない場合の使用料の額は、その使用時間30分までごとに、当該使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の5割に相当する額とする。
  - 4 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間30分までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の5割に相当する額とする。
  - 5 入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、この表により算定した額にその額の5割に相当する額を加算した額とする。
  - 6 専ら準備又は撤去のために使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。
  - 7 機械又は器具を設置して電気を使用する場合（第8条第2項の附属の設備を使用して電気を使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。
  - 8 冷暖房を使用する場合は、規則で定める冷房料又は暖房料を徴収する。額は、それぞれ1時間までごとに6,400円とする。
  - 9 この表により算定した使用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。